

加 古 川 市
子どもの読書活動推進計画
(第4次)

加 古 川 市

目 次

第1章 はじめに

国・県等の動向と第4次計画策定の趣旨	1
--------------------	---

第2章 基本的な考え方

1 基本理念	2
2 基本方針	2
3 計画の対象	2
4 計画の期間	2

第3章 加古川市子どもの読書活動推進の取組状況

取組状況総括	3
主な活動内容とその成果・課題	3

第4章 子どもの読書活動推進のための取組

1 子どもが本と出会い、親しむ機会の提供と、読書の楽しさを実感できる環境づくり	
(1) 家庭における読書環境の整備の促進	11
(2) 地域等における読書環境の整備	11
(3) 公共図書館における読書環境の整備	12
2 学校園等における読書習慣の形成と学習支援機能の充実	
(1) 認定こども園・幼稚園・保育所における読書環境の整備	15
(2) 小学校・中学校・義務教育学校における読書環境の整備	15
(3) 保育士、保育教諭、教職員の知識・技能の向上	16
3 地域社会の支えとボランティア育成の拡大	
(1) 校種間の連携、交流による支援	17
(2) 市民ボランティアの育成強化	17
4 子どもの読書活動に関する啓発と理解の促進	
(1) 保護者を含めた市民への啓発	18
(2) 広報の推進	18

第5章 次期子どもの読書活動推進計画の取組目標設定

*第4次計画への取組指標	19
--------------	----

第6章 計画の推進について

*加古川市子どもの読書活動推進連絡会	20
--------------------	----

【資料編】

1 子どもの読書活動実態調査アンケート調査報告	全65P
2 子どもの読書活動の推進に関する法律	全2P
3 加古川市子どもの読書活動推進計画（第4次）策定経過	全2P
4 用語解説(五十音順)	全2P

加古川市子どもの読書活動推進計画（第4次）（案）

第1章 はじめに

国・県等の動向と第4次計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境整備を推進していくことは極めて重要なことです。

国は、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健全な成長に資することを目的として、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定しました。この法律に基づき、平成14年8月に、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境整備を積極的に推進することを基本理念とする「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

その後、社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、平成20年に第二次計画を、平成25年に第三次計画を、平成30年に第四次計画を、令和5年に第五次計画を策定し、家庭や地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組んでいます。

兵庫県においては、平成16年3月に「ひょうご子どもの読書活動推進計画」を策定し、その後、平成21年に第2次計画を、平成27年には第3次計画を、令和2年には第4次計画を、令和6年度には第5次計画を策定し、子どもの読書活動推進の取組が進められています。

加古川市では、国や兵庫県の動向を踏まえ、平成22年に「加古川市子どもの読書活動推進計画」を、平成28年に「加古川市子どもの読書活動推進計画（第2次）」を、令和3年に「加古川市子どもの読書活動推進計画（第3次）」（以下「第3次計画」という。）を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

この第3次計画が、令和6年度末で計画期間を満了することから、令和5年7月に市内の小学生、中学生、高校生、未就学児の保護者等を対象に子どもの読書活動についてのアンケート調査を実施し、読書に関する意識や読書実態の把握を行いました。第3次計画の実施により、子ども向け電子書籍*の点数を増加させるなど、一定の成果を得ることができましたが、一方でコロナ禍のため子どもの読書活動を取り巻く環境が停滞し、学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが顕著になる傾向が改善されていません。

これらの状況を踏まえ、今後5年間を見据え、さらなる子どもの読書活動の推進に必要と考えられる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするため、新たな「加古川市子どもの読書活動推進計画（第4次計画）」（以下「第4次計画」という）を策定し、行政、家庭、地域、学校及び関係団体が一層協力し、連携を深め、子どもの読書活動推進のために様々な機会提供と環境整備を進めていくものです。

第2章 基本的な考え方

国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び兵庫県の「ひょうご子どもの読書活動推進計画」を踏まえ、加古川市総合計画、加古川市教育振興基本計画との整合性を図りながら、第4次計画は、第3次計画の基本理念を継承しつつ、第3次計画の成果や課題、「子どもの読書活動実態調査アンケート」等の結果を踏まえ、計画を策定します。

1 基本理念

「すべての子どもが自主的な読書活動を通じて豊かなこころを育み、生きる力を身につけることができる読書環境づくり」とします。

2 基本方針

子どもの読書活動の推進にあたっては、子どもの自主性を尊重し、子どもに読書の楽しさを伝え、実感する場を提供するとともに子どもの発達段階に応じた読書環境づくりが必要です。その上で、家庭内での読書を重視しつつ、保護者を含めた市民全体での取組を進めます。

このような視点から、次のように定めます。

- (1) 子どもが本と出会い、親しむ機会の提供と、読書の楽しさを実感できる環境づくり
- (2) 学校園等における読書習慣の形成と学習支援機能の充実
- (3) 地域社会の支えとボランティア育成の拡大
- (4) 子どもの読書活動に関する啓発と理解の促進

3 計画の対象

この計画の対象は、概ね18歳以下の子どもとします。

また、上記基本方針の視点から、子どもの保護者、子どもの読書推進活動に関わる市民ボランティア、保育士、保育教諭、教職員、行政関係者等も対象とします。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、必要に応じて計画を見直します。

第3章 加古川市子どもの読書活動推進の取組状況

取組状況総括

加古川市では、第3次計画の4つの基本方針に沿って、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

しかしながら、この4年間はコロナ禍により、学校園の休校、公共図書館*の休館に始まり様々な施設において、利用制限や行事・催し物の参加人数の制限等、子どもが本と出会い親しむ機会が大幅に失われました。おはなし会*や読み聞かせ、ブックトーク*の実施や、学校図書館や公共図書館で市民ボランティアが図書館運営や資料整理に関わることも、ままならない状況が長く続きました。

小学校、中学校においては、図書資料の充実に努め、教科学習における図書館の利用が増えるなど、「学習センター」や「情報センター」としての活用が進んできました。

そのような状況下でも、子ども向け電子書籍の点数を増やしたり、小学生、中学生を対象に、GIGAスクール*用端末にも対応した児童書(読み放題)電子書籍の公開を開始し子どもの読書環境を整えたりしました。また、児童クラブにおけるおはなし会や読み聞かせの実施が、以前より増えており満足度も高くなっています。

「家読*(うちどく)」を推進するために、啓発ちらしの配付や公共図書館でのスタンプラリーの実施により、子どもが保護者とともに読書することの意義を広めました。

しかし、子どもや保護者の公共図書館離れの傾向が見られ、引き続き取組を推進していくことが重要となっています。

主な活動内容とその成果・課題

1 子どもが本と出会い、親しむ機会の提供と、読書の楽しさを実感できる環境づくり

活動内容及び成果・課題

・4年前と比較すると、認定こども園*・幼稚園・保育所等の施設数合計は、66園から73園に増加しました。特に法人の認定こども園が大幅に増加しているなかで、各園における児童図書の蔵書整備が追いつかない状況にあります。

〔各園・施設あたりの平均蔵書冊数〕

	令和元年度	令和5年度	増減
認定こども園	1,642冊	1,184冊	▲458冊
幼稚園	802冊	861冊	59冊
保育所	940冊	990冊	50冊
子育てプラザ*	1,000冊	794冊	▲206冊

- ・認定こども園・保育所のうち、絵本・児童書の貸出の実施しているのは、約半数の園にとどまります。

〔絵本・児童書の貸出の実施〕

	令和元年度	令和5年度	増 減
認定こども園	46%	56%	10pt.
幼稚園	68%	88%	20pt.
保育所	50%	42%	▲8pt.

- ・認定こども園・幼稚園・保育所では、継続的に絵本の読み聞かせを行い、またその回数は減少しましたが、1回あたりの時間は若干増加しています。

〔1週間の読み聞かせ回数及び1回あたりの時間〕

	令和元年度		令和5年度		増 減	
	10回以上	10分以上	10回以上	10分以上	10回以上	10分以上
認定こども園	54%	79%	56%	100%	+2pt.	+21pt.
幼稚園	11%	79%	6%	89%	▲5pt.	+10pt.
保育所	79%	72%	75%	83%	▲4pt.	+11pt.
子育てプラザ	50%	100%	0%	50%	▲50pt.	▲50pt.

〔年間読み聞かせ（おはなし会等）回数及び延べ参加人数〕

	令和元年度		令和5年度		増 減	
	回数	延べ人数	回数	延べ人数	回数	延べ人数
公共図書館	323回	6,044人	431回	8,265人	+108回	+2,221人

- ・認定こども園・幼稚園・保育所ともに、公共図書館との連携では、実施していないという回答が依然として多いですが、4年前と同様に読み聞かせを中心としたニーズがあります。
- ・認定こども園・幼稚園・保育所に行った調査では、読書環境の問題点や課題として、「保護者の認識の格差」が、従来から高い数値を占めています。
- ・家庭の読書環境としては、全ての学年で家にある自分の本が10冊未満の生徒が3分の1以上います。しかし、小学生では前回調査時から減少しています。

〔家に10冊以上自分の本がある子ども〕

	令和元年度	令和5年度	増減
小学校中学年	94%	75%	▲19pt.
小学校高学年	76%	72%	▲4pt.
中学生	63%	66%	+3pt.
高校生	—	66%	—

- ・「学校以外の図書館の利用状況」については、「よく利用する」または「時々利用する」の割合は学年が上がるにつれて減少し、全ての学年において前回調査時から減少しています。

〔学校以外の図書館をよくまたは時々利用する子ども〕

	令和元年度	令和5年度	増減
小学校低学年	69%	64%	▲5pt.
小学校中学年	56%	51%	▲5pt.
小学校高学年	46%	44%	▲2pt.
中学生	28%	26%	▲2pt.
高校生	—	25%	—

- ・全ての学年において、「もっといろいろな本をそろえる」ことを公共図書館に求めており、特に中学生は、3分の1近くが「もっといろいろな本をそろえる」ことを求めています。
- ・全ての児童が電子書籍を利用できるよう、令和5年度より「読み放題（児童書）」を1パック50点導入しました。また、令和6年度には4パック172点導入し、環境を整備しています。

〔「読み放題（児童書）」ログイン回数（令和5年度7月～3月の9か月間実績）〕

学校利用者	延べ利用回数
市内小学1年生～6年生	13,501回

2 学校における読書環境の整備

活動内容及び成果・課題

- ・小学校、中学校において、図書資料の充実に努めた結果、蔵書冊数が増え、学校図書館図書標準*冊数の充足率が向上しました。
- ・小・中学校ともに、今後公共図書館との連携強化として、選書支援等の業務相談やボランティアの育成・派遣が求められています。
- ・小学校の貸出冊数の推移については、4年前よりは増加しています。中学校においても、貸出

冊数は増加していますが、特定の学校が増加しているのみで、全体としては減少傾向です。

- ・小学校においてコロナ禍のためか、ボランティアが活動できなかった学校が倍近くになりました。
- ・小・中学校ともに、今後公共図書館との連携強化として、おはなし会が求められています。
- ・小・中学校ともに、「図書室担当職員確保（学校司書の配置）」の要望が最も高く、次いで「蔵書の充実や図書購入予算確保」が必要と考えられています。
- ・小学校の「図書」の時間については、学年が上がるにつれて、調べ学習や「国語」の授業を行うようになっていきます。
- ・各校の平均蔵書冊数は、小学校 8,832 冊、中学校 11,508 冊、支援学校 4,418 冊、高等学校 30,607冊でした。全国平均（2023 年度「学校図書館調査」）の蔵書冊数である小学校 9,965 冊、中学校 12,244 冊、高等学校 26,534 冊と比較すると、小学校、中学校では依然として全国平均を下回っています。

〔蔵書冊数〕

	令和元年度	令和5年度	増 減
小学校 28校	243,180冊	247,307冊	+4,127冊
中学校 12校	122,367冊	138,097冊	+15,730冊
支援学校 1校	4,586冊	4,418冊	▲168冊
高等学校	—	183,642冊	—
公民館図書室 (児童書・絵本)	4,412冊	7,140冊	+2,728冊

〔学校図書館図書標準冊数の充足率〕

	令和元年度	令和5年度	増 減
小学校 28校	90%	97%	+7pt.
中学校 12校	78%	85%	+7pt.
支援学校 1校	55%	52%	▲3pt.

〔司書教諭及び学校司書の配置状況（令和5年度）〕

	司書教諭	学校司書
中学校 12校	12校	0校
小学校 28校	28校	0校

- ・1か月に1冊も本を読まない子どもの割合（不読率）は、小学生は全国平均（小学生7.0%、中学生13.1%、高校生43.5%）より少ないが、中学生、高校生は全国平均より高いです。

〔1か月に1冊も本を読まない子ども〕

	令和元年度	令和5年度	増 減
小学校中学年	2%	4%	+ 2 pt.
小学校高学年	6%	5%	▲ 1 pt.
中学生	9%	15%	+ 6 pt.
高校生	—	50%	—

- ・読書が好きな児童生徒の割合は、全学年で7割以上となっており、小学校中学年では1か月の読書冊数は減少傾向にあります。

〔1か月に5冊以上本を読む子ども〕

	令和元年度	令和5年度	増 減
小学校中学年	64%	59%	▲ 5 pt.
小学校高学年	45%	47%	+ 2 pt.
中学生	18%	21%	+ 3 pt.
高校生	—	6%	—

- ・令和5年度の「全国学力・学習状況調査」結果では、「読書は好き」と答えた児童の方が、正答率が高い傾向がみられました。小学校国語において「書くこと」で全国平均回答率を下回っています。（「書くこと」の全国平均回答率26.7%、加古川市平均回答率25.0%。）
- ・小学校・中学校での学校図書館の利用については、利用回数が0回の児童の割合が若干減少していますが、中学生では8割、高校生では9割の生徒が1週間に1回も学校図書館を利用していないという課題があります。

〔1週間に学校図書館を1回も利用しない子ども〕

	令和元年度	令和5年度	増 減
小学校中学年	7%	7%	± 0 pt.
小学校高学年	30%	24%	▲ 6 pt.
中学生	83%	79%	▲ 4 pt.
高校生	—	91%	—

3 関係機関の連携・協力による地域社会全体での取組の推進

活動内容及び成果・課題

- ・学校園連携ユニット*において、多くの学校において（読み聞かせや図書寄贈の呼びかけ等）の取組が実施できていません。

〔学校園連携ユニットの取組〕

	令和元年度	令和5年度	増 減
小学校 28 校	1 校	2 校	1 校
中学校 12 校	3 校	1 校	▲2 校

- ・公共図書館の除籍本、市民から寄せられた寄贈本等の児童書を各機関に配付する「児童書配付事業」を実施しました。幼稚園以外では減少しました。

〔「児童書配付事業」の配付数（実績）〕

	平成30年度	令和4年度	増 減
幼稚園	104冊	272冊	168冊
保育所・ 認定こども園	343冊	301冊	▲42冊
小学校	1,083冊	726冊	▲357冊
その他(公民館・ 児童クラブ等)	3,296冊	1,932冊	▲1,364冊
合計	4,826冊	3,231冊	▲1,595冊

※隔年実施のため、令和元年、令和5年は実施なし

4 子どもの読書活動の推進に関わる人材の育成

活動内容及び成果・課題

- ・公共図書館等で、読み聞かせやストーリーテリングボランティアの養成講座及びスキルアップ講座等を実施し、読書活動促進の担い手となる多くのボランティアを育成しました。公民館では、開催回数や参加人数が大幅に減少しています。

〔読み聞かせ等ボランティア養成講座（実績）〕

	令和元年度		令和5年度	
	回数	参加人数（延べ）	回数	参加人数（延べ）
公民館	14回	188人	1回	8人
中央図書館	17回	246人	30回	434人
合計	31回	434人	31回	442人

※公民館は平成30年度の数値

- ・読み聞かせボランティアが認定こども園・幼稚園・保育所、児童クラブ、公共図書館等のおはなし会で活動し、子どもへの読み聞かせの機会を充実することができました。

5 子どもの読書活動に関する啓発と理解の促進

活動内容及び成果・課題

- ・はじめまして絵本事業では、4か月児健診時に、乳幼児向けのおすすめ絵本リスト「はじめまして絵本」を公共図書館から配付しました。また、その内容も紹介する絵本を増やすなどして充実しています。しかし、コロナ禍で集団健診がなくなり、出生数が大幅に減少したため配付人数も減少しました。

〔絵本リスト「はじめまして絵本」の配付数（実績）〕

	令和元年度		令和5年度	
	回数	配付人数	回数	配付人数
4か月児健診	32回	1,716人	30回	1,544人

- ・「家読（うちどく）」を推進するために、啓発ちらしの配付や公共図書館においてスタンプラリーを実施しました。

〔「家読（うちどく）」啓発ちらしの配付数（令和5年度実績）〕

配付先	配付枚数
認定こども園・幼稚園・保育所・ 小学校・中学校・特別支援学校等	33,000枚

・読書の重要性は認識しているが、読み聞かせをあまりしていない保護者が多く、啓発が十分ではないと考えられます。

・未就学児では、子どもによく読み聞かせをする保護者の割合は80%となっていますが、小学校に入ると保護者に本をよく読んでもらう児童の割合は、3分の1程度に減少しています。

〔家の人に、よく本を読んでもらう子どもの割合〕

	令和元年度	令和5年度	増減
未就学児	84%	80%	▲4pt.
小学校低学年	33%	37%	+4pt.

・読み聞かせを「よくする」と答えた保護者ほど、読書は「とても重要」と答えた割合が高い傾向にあります。

〔「読み聞かせの頻度」と「読書はとても重要だと考える保護者の割合」の相関〕

	令和元年度	令和5年度	増減
よくする	88%	92%	+4pt.
時々する	73%	72%	▲1pt.
あまりしない	53%	61%	+8pt.
ほとんど、または全くしない	57%	44%	▲13pt.

・家の人から本をよく読むように言われる小中学生が3割以上となっており、子どもに対して読書を薦める保護者の割合が増えています。

〔家の人に、本をよく読むように言われる子ども〕

	令和元年度	令和5年度	増減
小学校中学年	30%	34%	+4pt.
小学校高学年	33%	38%	+5pt.
中学生	27%	31%	+4pt.
高校生	—	24%	—

第4章 子どもの読書活動推進のための取組

1 子どもが本と出会い、親しむ機会の提供と、読書の楽しさを実感できる環境づくり

子どもが自ら読書活動を行うためには、その子どもにとって読書が「楽しい」ものであることが重要です。そして、読書を「楽しい」と感じるためには、より多くの本と出会う機会が大切です。そこで、家庭や地域、公共図書館等において、本との出会いの場や本に親しむ機会をより多く提供するとともに、読書の楽しさを伝える取組を進めます。また、電子図書館*の活用や電子書籍の充実等、デジタル化社会に対応した読書環境の整備に努めます。

(1) 家庭における読書環境の整備の促進

家庭は人々が日常生活を営む基盤であり、家庭における読書環境は子どもの読書習慣の形成に大きな影響を与えます。

子どもが本と出会い、親しみ、読書習慣を身につけていくためには、まず身近に絵本を含めた図書があることが必要です。そのうえで、親や家族が子どもの読書活動の意義を理解し、読み聞かせをし、子どもと一緒に本を読むなど、ふれあいの中で本と出会うきっかけを与え、読書に対する興味や関心を引き出すように働きかけることが重要です。

そこで、家庭での読書環境が整備されるよう各家庭に対して啓発を行うことに加え、子どもの読書に関する相談窓口を設置し、保護者や子どもに対する講座やイベントを実施するなど家庭での取組を支援します。

① はじめまして絵本事業の充実

子どもの読書活動の基礎を築き、乳幼児期からの読み聞かせを支援するため、公共図書館においてブックリスト「はじめまして絵本」や図書館カード登録案内を作成し、4か月児健診時に保護者に配付します。またその際に、保護者からの相談に応じるとともに、乳児への読み聞かせ等を行います。

② 子どもの読書に関する講座等の実施

子どもの絵本に対する興味を引き出し、読書習慣の素地をつくるうえで有効な「読み聞かせ」が各家庭において広く実践されるよう、子どもの年齢に応じてきめ細かな内容にするなど、保護者や子どもを対象に公共図書館で開催する講座やイベント等の充実を図ります。

(2) 地域等における読書環境の整備

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが日常生活の中で、いつでもどこでも本とふれあうことができるよう、読書環境の整備が求められます。

そこで、子育てプラザや公民館、児童クラブ、両荘みらい学園学校図書館等の身近な施設における図書コーナーの活用や、読み聞かせ等の事業の充実を図るなど、地域における読書環境の整備に努めます。

① 子育てプラザ等における読書環境の整備

子育てを支援する拠点施設としての「加古川駅南子育てプラザ」、「東加古川子育てプラザ」及

び「志方児童館」の絵本コーナーの周知や活用を図るとともに、子どもの年齢に応じた読み聞かせやおはなし会等を充実させます。

② 公民館における読書環境の整備

公民館の図書コーナーの周知や活用を図り、身近なところでいつでも本とふれあうことができる環境づくりを進めます。

また、読み聞かせやおはなし会等を実施するとともに、子どもの読書活動に関する情報発信を行います。

③ 児童クラブにおける読書環境の整備

寄贈図書や公共図書館からのリサイクル図書を受け入れ、児童クラブの図書の充実を図るとともに、読み聞かせやおはなし会等を実施します。

④ 両荘みらい学園学校図書館の地域開放サービスによる読書環境の整備

地域の生涯学習の拠点として、より積極的な読書の機会を提供するため、学校教育活動に支障のない範囲で両荘みらい学園学校図書館を地域に開放しています。

また、学校、公民館、児童クラブ等を有する複合施設内にあるメリットを活かし、様々な連携事業等を積極的に実施します。

さらに、公共図書館とも連携しながら、学校図書館ならではの様々な事業を展開していきます。

(3) 公共図書館における読書環境の整備

公共図書館は、幅広い分野にわたって豊富な資料を所蔵しており、子どもたちはその中から自分が読みたい本を自由に読むことができる場であることに加えて、司書*等の公共図書館職員が、読書や調べものの相談に応じています。また、読み聞かせやストーリーテリング等の様々な事業の実施を通じて、子どもに読書の楽しさを伝え、子どもと本をつなぐ、読書活動の拠点となる施設です。

公共図書館が子どもの読書を推進するために果たす役割は非常に大きく、図書資料の整備をはじめ、相談支援体制の充実、事業の展開、情報発信等の取組を進めるとともに、両荘みらい学園学校図書館等、館外サービスポイントとのさらなる連携に努めます。

① 図書資料の整備

ア 図書資料の充実

公共図書館が子どもにとって楽しく魅力あふれる施設となるよう、子どもの読書傾向を把握し、幅広く質の高い図書資料の収集に努めるとともに、貸出希望の多い図書については複本*を備えるなど、分野・質・冊数の各面での図書資料のさらなる充実を図ります。

また、1人1台端末を活用し、小学校・中学校・義務教育学校・養護学校の児童・生徒を対象とした電子書籍の充実に努めます。

イ 魅力ある児童図書コーナーの整備

子どもが公共図書館に行くことが楽しみとなるよう、図書の配置、読書スペース、案内表示や飾りつけ等を工夫し、児童図書コーナーを魅力的で親しみやすい空間として整備します。

また、児童と成人の間に位置する中学生、高校生の年齢層が興味をもてる分野の図書を配置した専用コーナーを一層充実させます。

② 相談支援体制の充実

子どもが気軽に相談できるような雰囲気づくりを行うとともに、多岐にわたる相談への適切な対応、レファレンス*、調べ学習*に対する支援ができる体制づくりに努めます。

また、小学生向けの各種調べ方ガイドを作成・配布するとともに、ホームページに掲載するなど、調べる力の育成を図ります。

③ 読書活動関連事業の実施

子どもが絵本や児童図書に興味や関心をもつよう、おはなし会等の事業を積極的に実施します。

ア 読み聞かせ、おはなし会等の実施

読み聞かせ、おはなし会、人形劇等の様々な読書活動関連事業を充実させます。

イ 1日図書館員*等の実施

小学生、中学生を対象にした「1日図書館員」や小学生とその保護者を対象にした「図書館見学ツアー」等を実施し、読書への関心をもつよう努めます。

ウ 読書手帳*の活用

読書手帳の周知を広く行い、活用することで子どもの読書への関心や、公共図書館の利用促進につなげます。

④ 子どもの読書推進に係る情報発信

年齢に応じた推薦図書リストを発行するなど、子どもや保護者が本を選ぶ際の助けとなるような情報や、家庭に向けて子どもの読書活動に関連する情報の積極的な発信に努めます。

ア 「こどもしんぶん」の発行

「こどもしんぶん」を毎月発行し、学校園等へ配付するとともにホームページへ掲載します。

イ 小学生への児童書リストの配付

夏休み前に、市内全小学生へ学年に応じたおすすめの本を紹介したリストである「としかんの本だな」を配付し、ホームページに掲載します。また、紹介した本の特集コーナーを公共図書館に設置します。

ウ 年齢に応じたおすすめ図書リストの配布

3歳から5歳向け及び小学生向けの、読み聞かせに適した絵本リストを配布します。また、中学生向け及び高校生向けのおすすめ図書の紹介リストを配布します。

エ 情報の発信

SNSやホームページ等の活用により、読書活動関連事業等の積極的な情報発信に努めます。

⑤ 公共図書館と学校園、児童クラブ、わかば教室*等の連携

子どもの読書活動を一層推進していくため、公共図書館と学校園、児童クラブ、わかば教室等との連携を強化し、相互の協力体制のもと取り組みます。

ア 情報の相互提供

公共図書館から学校園等に事業予定等の情報提供を行うとともに、図書館教育担当者等で情

報の共有化を図り、一体的に子どもの読書活動に対する支援を行います。

イ 連携事業の実施

(a) おはなし会等の実施

公共図書館の司書やボランティア等が学校園等へ出張し、おはなし会や読み聞かせ、ブックトークを実施します。

また、公共図書館において、学校園等から児童や生徒、園児を受け入れ、図書館見学ツアーやおはなし会を実施します。

(b) 団体貸出の実施

学校園等に対し団体貸出の案内を送付し、利用周知に努め、児童や生徒、園児が多くの本とふれあうことができる機会を提供します。

(c) 小学1年生・6年生への図書館カードの交付

市内の小学1年生・6年生を対象に、図書館で本に親しみを持てる機会を提供するため、図書館カードを交付する「図書館カード交付事業」を実施します。

(d) 児童書の配付

公共図書館より、除籍本、寄贈本等の児童書を学校園等に配付します。

(e) 社会体験活動の実施

公共図書館から小学校へのお出張講演や、公共図書館に中学生や高校生を受入れる「トライやる・ウィーク*」やインターンシップ等、社会体験活動の場を提供します。

⑥ 多様なニーズをもつ子どもの読書活動の推進

様々な子どもが図書館を利用しやすくするよう、館内表示をわかりやすくし、職員に研修を行うなど受入体制を整えます。

また、多様なニーズをもつ子どもが、図書館を安心して利用できるような環境づくりに努め、誰でも来館できる身近な場所として、図書館を安心して利用できるよう取組を進め、周知を図ります。

外国語を母語とする子どもがより多くの本と出会えるよう、外国語資料の提供に努めます。

また、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法*)を踏まえ、さわる絵本や点字絵本、大活字本等のユニバーサルな資料や電子書籍において音声読み上げが可能な資料(アクセシブルな電子書籍)を充実させるとともに、合理的配慮の提供と必要な環境づくりに努めます。

⑦ 公共図書館司書・職員の知識・技能の向上

公共図書館は読書活動の拠点であり、幅広い年代の子どもとその保護者が利用するため、司書をはじめとする公共図書館職員には、子どもと本を結ぶ専門職としての子どもの興味や特性、児童書に関する知識とともに、子どもとのコミュニケーション能力等が求められることから、各種の研修を通じて児童サービスについての職員の知識・技能の向上に努めます。

2 学校園等における読書習慣の形成と学習支援機能の充実

認定こども園・幼稚園・保育所では、同年代の子どもとの集団生活の中で様々なことを学び、豊かな情操を育てていきます。子どもが知的にも情緒的にも大きく成長するこの時期に、豊かな心を育む本と出会うことは、生涯において読書を楽しむうえで非常に重要な役割を果たします。

また、子どもの自主的な読書意欲が育まれ、読書習慣が身についていく学齢期において、学校における読書活動の推進は大変重要です。その中であって、学校図書館は、児童・生徒が学習に関するいろいろな調べものをしたり、自らの読書活動を楽しんだりするための最も身近な図書館であり、読書活動や学校教育活動の支援において中心的な役割を果たします。

(1) 認定こども園・幼稚園・保育所における読書環境の整備

認定こども園・幼稚園・保育所においては、読み聞かせ等を通じて本に対する興味や関心がもてるように積極的に働きかけるとともに、絵本コーナーの充実等、子どもが本とふれあう環境を整備し、本に親しむきっかけづくりを行います。

① 読み聞かせ機会の充実

子どもが本の楽しさを実感し、読書意欲を高め、読書習慣を身につけられるよう日常の保育や教育活動の中に、読み聞かせ等を通して、絵本とふれあう機会を積極的に設けます。

② 絵本コーナーの充実

子どもがいつでも本とふれあうことができる絵本コーナーを設置し、年齢や発達段階にあわせ、子どもの興味に応じた図書資料の充実に努めます。

③ 絵本の交換や貸出等による支援

認定こども園・幼稚園・保育所で園児が多くの本と出会うことができるよう、交換絵本の充実に努めます。

また、家庭でもさらに本を楽しむことができるよう、貸出絵本の実施を広げます。

(2) 小学校・中学校・義務教育学校における読書環境の整備

学校図書館は、「読書センター」及び「学習・情報センター」としての役割を持っています。その機能を十分に発揮できるよう図書資料や図書館環境の整備を進めるとともに、学校図書館の運営や図書館教育*の充実に努めるなど、読書推進に取り組む必要があります。各小学校・中学校・義務教育学校においては、資料の充実やデータベースの活用を図るとともに、図書委員会活動を活用した児童・生徒の自主的な活動を支援するなど、児童・生徒にとって魅力ある読書環境の整備に努めます。

① 学校図書館の環境整備

学校生活を通じて自主的な読書活動をさらに広げていけるよう、児童・生徒が興味や関心をもてるような図書や、学習内容に関連した図書を計画的に配備しつつ、学校図書館図書標準に基づく蔵書冊数の達成に努めます。

そのうえで、児童・生徒が利用しやすく、学校図書館へ行くのが楽しみに感じられるような案内表示や室内の飾りつけ、図書資料の配架等に創意工夫をすることにより、快適な読書スペースを構築するよう取り組みます。

また、学校現場におけるICT環境整備の進展に伴い、インターネットを活用した調べ学習

の実践や、公共図書館との連携による情報収集の利便性向上など、学校図書館のメディアセンター化についての研究を進めます。

② 図書館教育の推進

児童・生徒の自発的、自主的な読書活動を推進していくためには、読書活動の意義について教職員が共通理解を持ち、子どもの発達段階に応じた適切かつ継続的な指導を行うことが重要です。そこで、図書館教育部会等と連携して、職員研修の更なる充実を目指します。

各学校において、計画的な読書指導の実施や教職員の指導力向上に向けた読書指導推進体制の充実に努めます。

児童・生徒の一人一人が本とふれあう機会である「朝の読書*」を継続し、読書習慣の定着を図ります。

児童・生徒自身が読書活動をさらに盛り上げることができるよう、図書委員会活動の活性化を促進・支援します。

そのほか、朗読発表会、読書感想文（画）コンクール等、児童・生徒と本をつなぐ活動を展開します。

③ 学校図書館における体制整備

学校図書館の人的体制については、これまで司書教諭が学校支援ボランティアと協力し、学校図書館の環境整備に取り組んできました。今後も引き続き、司書教諭と学校園支援ボランティアとの連携強化に努めます。

また、両荘みらい学園学校図書館に配置された学校司書については、公共図書館と連携し、両荘みらい学園等市内の学校図書館運営に携わることで、その効果を検証し、今後の学校司書の配置等人的体制の整備に努めます。

(3) 保育士、保育教諭、教職員の知識・技能の向上

読書指導に携わる保育士、保育教諭、教職員が知識、技能の向上に努めることは、子どもの読書活動の推進にとって欠かせないものです。

そのため、公共図書館からの情報提供の場を設けるなど、保育士、保育教諭、教職員の知識の向上に努めます。

また、保育士、保育教諭、教職員自身が、おすすめの本を保護者や子どもに伝えるなど、広く子どもの本に関する情報を得るように努めます。

3 地域社会の支えとボランティア育成の拡大

加古川市では、中学校区を一つの単位（ユニット）として、ユニット内の学校園の相互連携のもと、子どもの連続した学びや育ちを支援する「学校園連携ユニット*」の取組を進めています。これらの取組を充実させながら、さらに学校運営協議会*により、子どもたちの学びと教育環境の充実を図り、「地域総がかりの教育」を進めることとしています。

子どもの読書活動推進においても、発達段階に応じて読書への興味を広げ、思考を深めながら、自主的に読書活動を行うことができるよう、学校園、家庭、地域、公共図書館が相互に連携、協力して取り組めます。

(1) 校種間の連携、交流による支援

子どもがあらゆる機会、場所において自主的な読書活動を行うことができるよう学校園連携ユニットを活用した取組を進めます。

① 認定こども園・幼稚園・保育所、小学校・中学校・義務教育学校・養護学校の連携

子どもが、認定こども園・幼稚園・保育所の幼児から小学生、中学生へと成長していく中で読書活動を展開し、継続していくことができるよう相互の連携強化に努めます。

② 異年齢交流活動の実施

「トライやる・ウィーク」において、中学生が認定こども園・幼稚園・保育所の幼児や小学生と交流を図る中で絵本の読み聞かせを行うほか、読書活動に関する認定こども園・幼稚園・保育所、小学校・中学校・義務教育学校等の相互の交流活動を展開します。

(2) 市民ボランティアの育成強化

地域での子どもの読書活動を継続的に推進していくためには、ボランティアの存在は大変重要です。読み聞かせ等のボランティアの育成・拡大を図るとともに、公共図書館や学校、児童クラブ等活動の場の提供を行います。

① ボランティアの育成・支援

ボランティアが読み聞かせやおはなし会等で活動できる実践力を養成するため、読み聞かせやストーリーテリングに関するスキルアップ講座を公共図書館等で開催するとともに、ボランティアと公共図書館司書との合同勉強会を開催します。これにより、ボランティアの育成に努めます。

また、学校園支援ボランティアグループに対して情報提供を行うなど、ボランティア活動への支援を行います。

② 活動の場の提供

読み聞かせ等のボランティアの活用として、公共図書館で開催する事業をはじめ、認定こども園・幼稚園・保育所、児童クラブ、小学校・中学校・義務教育学校・養護学校の各施設が実施する読み聞かせやおはなし会等の様々な実践活動の場を提供します。

4 子どもの読書活動に関する啓発と理解の促進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、大人が読書についての理解と関心をもち、自ら読書する姿を子どもに示し、読書の楽しさを子どもに伝えていく必要があります。そのため、様々な機会を通じて子どもの読書活動の意義や重要性を広く伝え、保護者の認識を高め、家庭等で読書する時間を積極的に設けることができるよう普及・啓発に努めます。

(1) 保護者を含めた市民への啓発

子どもの読書活動の始まりであり、基本となる家庭での読書環境の整備を促すためには、まず、保護者の理解・認識を得ることが重要です。

子どもの読書活動に対する保護者の意識・関心を高めるため、乳幼児健診等の様々な機会をとらえて保護者に向けた啓発を行うとともに、認定こども園・幼稚園・保育所や小学校・中学校・義務教育学校・養護学校から保護者への資料の送付等により、子どもの読書習慣を形成するための家庭での読書環境づくりや公共図書館の利用を働きかけます。

また、子どもの読書活動をテーマにした講演会や講座等の実施を通じて、子どもの読書活動の意義を保護者に伝えます。

① 「家読（うちどく）」の推進

子どもが読書習慣を身につけるには、子どもの周りにいる大人が普段から本に親しむことが大切です。「家読（うちどく）」は「家族ふれあい読書」を意味し、家族で本を読んでコミュニケーションを図る取組です。認定こども園・幼稚園・保育所や小学校、中学校、義務教育学校、養護学校及び公共図書館等において、「家読（うちどく）」に関する啓発を行い、家庭での読書環境の向上と家族の絆づくりを進めます。

ア 「家読（うちどく）」啓発ちらしの配付

市内各認定こども園、幼稚園、保育所の保護者及び小中学校義務教育学校、養護学校の児童・生徒に「家読（うちどく）」啓発ちらしを配付します。

イ 「家読（うちどく）」スタンプラリー等の実施

家族で本を読む機会を持てるよう、夏季休業期間を中心にスタンプラリーを実施し、広く公共図書館等への来館を促し、継続的な図書館利用につなげます。

② 「こどもの読書週間」及び「読書週間」関連事業の実施

子どもや保護者の読書活動の意識・関心を高めるため、「こどもの読書週間*」及び「読書週間*」に関連した事業を実施します。

(2) 広報の推進

地域や関係団体等を含め広く市民の理解促進を図るため、広報紙や市のホームページに加えSNS等を活用した子どもの読書活動に関する情報の提供、公共施設でのちらしの設置やポスター掲示等により、積極的に啓発活動に努めます。

第5章 子どもの読書活動推進計画の取組目標設定

前計画の成果・課題を踏まえ、数値目標を設定しました。

目標値については、進捗状況に合わせて適宜見直すことがあります。

*第4次計画の取組指標

指 標		令和5年度の状況 ()内は全国平均	5年後目標値
読書が好きな子どもの割合	小学校低学年	79.3%	全国平均以上※1
	小学校中学年	87.2%	
	小学校高学年	81.9% (72.0%)	
	中学生	72.8% (66.0%)	
	高校生	70.3%	
1か月に1冊も本を読まない 子どもの割合	小学校中学年	4.0%	全国平均以下※2
	小学校高学年	5.4% (7.0%)	
	中学生	15.3% (13.1%)	
	高校生	50.0% (43.5%)	
読み聞かせをしている 保護者の割合	—	80.0%	80.0%
公共図書館おはなし会等 イベント実施回数	—	431回	450回
電子書籍「読み放題（児童書）」 ログイン回数	小学生	13,501回	15,000回
	中学生	—	2,500回

※1は、全国学校図書館協議会による「学校図書館調査」からの全国平均

※2は、文部科学省による「全国学力・学習状況調査」からの全国平均

注) 全国平均値がない場合は、『令和5年度の状況』上の数値を目標値とする。

第6章 計画の推進について

この計画を効果的に推進するためには、「すべての子どもが自主的な読書活動を通じて豊かなこころを育み、生きる力を身につけることができる読書環境づくり」という共通の目標に向け、関係機関との連携のもとに組織的に施策に取り組む必要があります。

そこで、計画の推進にあたり、関係機関の代表をメンバーとする「加古川市子どもの読書活動推進連絡会」を設置し、相互に連携を図りながら、一体となって施策の実施を進めます。

*加古川市子どもの読書活動推進連絡会

(1) 組織

連絡会を構成するメンバーは、次の表のとおりとします。

こども部こども政策課長
こども部幼児保育課長
加古川市立認定こども園・保育園園長会代表者 加古川市立幼稚園園長会代表者
教育指導部社会教育課長
教育指導部中央図書館長
教育指導部学校教育課長
教育指導部教育支援課長
加古川市立中学校図書館教育担当校長
加古川市立小学校図書館教育担当校長

(2) 事務局

事務局は、中央図書館に置きます。

(3) 会議

会議は定期的開催し、実施結果及び次年度の実施策について協議を行うほか、施策を実施するうえでの調整・協議等、必要に応じて開催するものとします。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

加古川市子どもの読書活動推進計画（第4次）策定経過

（1）加古川市子どもの読書活動推進計画策定委員 5名

団体等	所 属 ・ 役 職	氏 名
学識経験者	梅花女子大学	森 美由紀
子どもの読書活動関係者	兵庫県学校厚生会東播支部読み聞かせ会	乾 善 子
子どもの読書活動関係者	東加古川子育てプラザ	伊 東 康 子
公募委員	—	山 根 雅 彦
公募委員	—	川 口 和 代

（2）子どもの読書活動関係各課長 10名

所 属 ・ 役 職	氏 名
こども部こども政策課長	中 川 卓 也
こども部幼児保育課長	笠 原 久 義
こども部幼児保育課担当課長 (こども園・保育園園長会代表者、幼稚園園長会代表者)	西 川 恵 子
教育指導部社会教育課長	岡 本 延 也
教育指導部学校教育課長	岡 本 智 裕
教育指導部教育支援課長	岡 本 ひとみ
加古川市立中学校図書教育担当校長（浜の宮中学校長）	藤 尾 昌 也
加古川市立小学校図書教育担当校長（尾上小学校長）	山 崎 睦 美
教育指導部中央図書館長	松 本 穰 次
教育指導部加古川図書館長	樽 本 葉 月

(3) 委員会開催状況

回	月 日	協議内容等
第1回	令和6年5月21日(火)	計画概要説明、素案の検討、スケジュール確認
第2回	令和6年8月9日(金)	素案の検討
第3回	令和6年10月4日(金)	パブリックコメントに向けた計画案の確認
第4回	令和7年1月 日()	パブリックコメントに寄せられた意見に対する 回答案及び修正事項の検討

(4) パブリックコメントの公募実施

令和6年11月5日(火)から12月4日(水)までの期間実施し、 件の意見がありました。

用語解説（五十音順）

朝の読書（運動）	学校で読書を習慣づける目的で毎朝10分間、児童・生徒、先生が一緒に自分の好きな本を読もう、という運動。昭和63年に千葉県の高校での「全校一斉の朝の読書」をきっかけに全国に広まった。
1日図書館員	地域の子どもを公共図書館に招いて、貸出作業や配架など図書館員の仕事を体験しながら、図書館の役割や仕事内容を知ってもらう催し。
家読（うちどく）	「家庭読書」「家族読書」の略語で「家族ふれあい読書」を意味する。家族で本を読んでコミュニケーションし、「家族の絆づくり」を目的とする。同じ時間、同じ空間を家族で共有し、読んだ本について感想を話し合う。
おはなし会	子どもたちを集めておはなしを聞かせる（ストーリーテリング）催しのこと。図書館の子どもに対するサービスの一つとして行われる。
学校運営協議会	学校（園）と家庭・地域が力を合わせて、学校（園）の運営に取り組むことができる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な取組。学校運営協議会の主な役割として、「学校園運営の基本方針を承認する」「学校園運営について、教育委員会または校長に意見を述べる」「学校園運営への必要な支援に関する協議を行う」がある。
学校園連携ユニット	中学校区を一つの単位(ユニット)とし、その地域の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校が相互に連携しながら、子どもの連続した学びや育ちを支援する仕組みのこと。
学校司書	専ら学校図書館の職務に従事する職員「学校図書館法」（第6条）
学校図書館図書標準	公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書冊数の標準として、平成5年3月に文部省（現文部科学省）が設定した数値。学級数に応じて算出され、例えば、18学級の小学校では10,360冊、12学級の中学校では10,720冊とされる。
G I G Aスクール	全ての児童・生徒に一人一台の端末とネットワーク環境を整備すること。
公共図書館	広く様々な分野にわたり、図書、記録その他必要な資料を収集し、公開して、誰でも利用できる図書館。
こどもの読書週間	こどもの日（5月5日）を含む3週間、4月23日から5月12日まで。子どもたちにもっと本を、子どもたちにもっと本を読む場所をとの願いから、昭和34年にはじまった。図書館・書店・学校を中心に、子どもの読書に関するさまざまな展示やイベントが行われる。
子育てプラザ	安心してゆとりのある楽しい子育てができるよう、乳幼児を子育て中の親が子ども連れで気軽に利用・交流できる場を提供し、育児相談や子育てサークルの育成・指導、各種講座の開催等を行う子育て支援の拠点施設。
図書館教育	図書館の利用方法や読書についての指導をすること。
司書	図書館に置かれる専門的職員。「図書館法（第4条）」
司書教諭	教員免許状を持ち、学校図書館の専門的職務を掌る教諭「学校図書館法」（第5条）
調べ学習	自ら学び、自ら考える、自主的、自発的な学習。
ストーリーテリング	語り手があらかじめ物語を覚えて聞き手に語りかけること。「おはなし」「素ばなし」ともいう。
電子書籍	紙に印刷されたものでなく、電子的に記録された出版物で、専用の電子機器（電子書籍リーダー）やパソコン、タブレット端末、スマートフォンなどの画面上で読むことのできる本や雑誌。

電子図書館	電子化された出版物や資料（電子書籍）を収集し、インターネットなどのネットワークを介した利用を提供するシステム。
読書週間	文化の日(11月3日)を含む2週間、10月27日から11月9日まで。読書の普及・推進と出版文化の向上を目標として、全国の公共図書館などで様々なPR事業が展開されている。
読書手帳	読んだ本の日付やタイトルを記録することができる手帳。
トライやる・ウィーク	兵庫県が中学2年生の生徒を対象に、子どもたちが地域の公共施設や民間事業所などにおける体験活動を通じて豊かな感性を育て、また、将来の目標を見つけることを支援する事業。平成10年度から始められた。
認定こども園	小学校就学前の子どもに対する教育・保育並びに地域における子育て支援の総合的な提供を行う施設。
複本	図書館で所蔵する複数の同じ本。
ブックトーク	読書意欲の喚起を目的として、グループを対象に、特定のテーマに関連する本を数冊選び、主な登場人物や著者、あらすじなどを紹介すること。
読み聞かせ	本を見せながら読んで聞かせること。親が子に、あるいは図書館員や保育士、保育教諭、教職員などが子どもの一人ひとりまたは小グループに対して行う。
レファレンス	図書館利用者の求めに応じて図書館員が必要な情報や資料を提供し、利用者の学習や調査などを支援する業務。
わかば教室	学校に行きたくても行けない子どもたちの心を安定させ、社会的自立や再登校に向けて支援する教室。

加古川市子どもの読書活動推進計画 (第4次)

発行年：令和7年（2025年）

発行：加古川市

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000

電話（079）421-2000(代)

<https://www.city.kakogawa.lg.jp/>

編集：加古川市教育委員会 教育指導部 中央図書館